【包括事前審査制度について(平成12年3月31日蔵関第245号)】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後

改正前

標記のことについて、別紙のとおりその実施要領を定めたので、今後これにより実施されたい。

なお、本制度は平成20年12月31日をもって終了するので、留意ありたい。

別紙

包括事前審査制度実施要領

- 3. 処理要領
- (1) 包括事前審査

イ~ハ(省略)

二.有効期間

包括事前審査の対象とする期間(以下「有効期間」という。)は、当該輸出者の取引実態に即して税関が適当と認める期間<u>(ただし、平成</u>20年12月31日までとする。)とする。

- ホ.有効期間の延長
 - (1) 申出書の内容に変更がない場合、輸出者からの申出により、<u>平成</u> 20 年 12 月 31 日までに限り 有効期間を延長することができる。
 - (1) (省略)
- (2)~(4) (省略)

標記のことについて、別紙のとおりその実施要領を定めたので、今後これにより実施されたい。

別紙

包括事前審査制度実施要領

- 3. 処理要領
- (1) 包括事前審査

イ~八(同左)

二.有効期間

包括事前審査の対象とする期間(以下「有効期間」という。)は、当該輸出者の取引実態に即して税関が適当と認める期間(ただし、3年を超えない期間とする。)とする。

- ホ.有効期間の延長
 - (1) 申出書の内容に変更がない場合、輸出者からの申出により、<u>3年を超えない期間に限り</u>有効期間を延長することができる。
 - (ロ) (同左)
- (2)~(4) (同左)